

-----  
種別 : 団体  
法人名 : 夢の街創造委員会株式会社  
-----

実務対応報告公開草案第 52 号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)

質問1に記載の提案について以下の2つの理由で同意できない

また、質問2、3、4についても、そもそも同意できない認識をもとにして論じられたものである  
ので、あわせて同意できない。

#### (1)有償ストックオプションは報酬ではない

新株予約権は金商法第二条に定める有価証券であり、有償ストックオプションの付与対象者はあくまでも投資として 新株予約権という有価証券を現金支払によって購入し、発行する企業側は現金を対価として新株予約権を発行する取引である。

つまり有償ストックオプションによる新株予約権の発行は、有償ストックオプションの付与対象者の労働や業務執行等のサービスの対価として給付されるものではない。

そのため、有償ストックオプションによる新株予約権の発行は、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬にはあたらない

ましてや、実務対応報告公開草案第 17 項の(1)に「権利確定条件付き有償新株予約券は、その付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば」、という記載があるが、上述の通り付与対象者が現金を支払って新株予約権を購入しているという点が、新株予約権が労働や執行等のサービスの対価ではないという最大の理由であるにもかかわらず、金銭を企業に払い込むという特徴を除外して議論をするのは詭弁であり、まったく理解ができない。

#### (2)有償の新株予約権の評価価格は行使条件も含めた適正な価格となっており

付与対象者に追加のサービスや労働を対価として求めるものではない。

業績条件等の行使条件が定められた新株予約券の購入については、行使条件も含めて評価された適正な価格にて付与対象者が投資判断として購入するものであり、その価格の払い込みをもって新株予約権発行の対価の交換は完了している。

行使条件に満たない場合には価値がなくなる新株予約券を、行使条件が満たされるかどうかを付与対象者自らが判断し投資を行うものであるのであって、その行使条件が満たされるように努力するか否かは付与対象者自身が判断するものである。

なお、実務対応報告公開草案第 18 項では、「有償新株予約権の公正な評価額と付与時の当該権利確定条件付き有償新株予約権の払込金額との差額が概ねゼロであったとしても、権利が確定するまでの間に当該失効の見積数に重要な変動が生じる場合、変動後の見積数により当該権利確定条件付き有償新株予約権の公正な評価額を変更することとなる。

この結果として算出された公正な評価額の増加分は、第 17 項(3)から(5)に記載しているような業績達成のインセンティブ効果を反映するものであり、権利確定日までの追加的なサービスの提供と考えられるため、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を有すると考えられる。」とあるが、そもそも有償新株予約権の付与という取引の本質が報酬であるか否かを議論する際に、それを報酬として識別した後の報酬金額計算方法の結果を理由にするのは明らかにおかしい。

本草案は、取引の性質が報酬であるか否かを判断するための論点と、会計上認識される報酬金額を計算する為の論点を混同したものであり、適切ではなくただのこじつけとしか思えない。